



2022年5月13日

会社名 株式会社 滋賀銀行
代表者名 取締役頭取 高橋 祥二郎
(コード番号 8366 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員総合企画部長 肥田 明久
(TEL. 077-521-2200)

株主提案に対する当行取締役会の意見に関するお知らせ

当行は、当行株主（以下、「提案株主」といいます）の代理人であるSilchester International Investors LLP（以下、「シルチェスター」といいます）より、2022年6月24日開催予定の当行第135期定時株主総会における議案について株主提案（以下、「本株主提案」といいます）を行う旨の書面を受領しましたが、本日開催の当行取締役会において、本株主提案に対して反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

提案株主名 Northern Trust Company AVFC Re: Silchester International Investors
International Value Equity Trust
(代理人) Silchester International Investors LLP

2. 本株主提案の内容と理由

(1) 議題

剰余金の処分の件

(2) 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容等」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容等」は、形式的な修正を除き、提案株主の代理人であるシルチェスターから提出された本株主提案に係る書面の該当箇所を原文のまま掲載したものであります。

3. 本株主提案に対する当行取締役会の意見及びその理由

(1) 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当行は、「地域社会との共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境や将来の投資に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、毎事業年度2回、株主の皆さまへの安定的な配当を継続しつつ、出来る限りの株主還元を行うことを基本方針としております。当該基本方針に基づき、第7次中期経営計画期間中（2019年4月～2024

年3月)の配当方針につきましては、昨年11月に、「安定配当を継続しつつ、業績動向に応じて特別配当を検討すること。また配当と自己株式取得合計の株主還元率について30%を目安に取り組むこと」を掲げており、かかる配当方針のもと、本日、2022年3月期における1株当たり配当金について、普通配当35円に特別配当45円を加え、年間配当80円とすることを公表しております。また配当以外の株主還元としての自己株式取得につきましても、2022年3月期において、2021年5月14日付及び2022年1月28日付の決定に基づき総額約25億円の自己株式の取得を実施しております。

さらに、今後の業績見通しをふまえ、本日、配当と自己株式取得合計の株主還元率について、2023年3月期より40%を目安に取り組むことに変更しております。

当行は滋賀県に本拠を置く唯一の地方銀行として、地域の持続的な発展を支える金融仲介機能を担っており、成長戦略への投資を行うなど自らが改革を進めて経営基盤を強化し、地域に貢献していくことが重要な使命であると考えております。特に、直近では地域社会のサステナビリティ確保に向けた将来的なデジタルサービスの拡充とシステムコストの抑制を目的として、2024年1月に基幹系システムの更改等を予定しており、安定稼働するまでは多額の投資が必要な状況にあります。また新型コロナウイルス感染拡大に伴うお取引先の資金繰り支援等、国内・国際情勢における予期せぬ事象発生により地域経済が悪化した際には、リスクを引き受け、地域を支えることが求められています。そのためには適切な利益を確保しながら資本の充実を図り、盤石な財務基盤を築くことが必要であると判断しております。

一方で、当行第135期定時株主総会において当行が提案する剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額に加えて110円の特別配当を行うことを内容とする本株主提案については、当行の社会インフラとしての地域の金融仲介機能の持続可能性確保に向けた、成長戦略への投資や資本の充実の必要性を顧慮しておらず、当行の株主還元の基本方針や地域社会との共存共栄の考え方にも合致せず、結果として、当行の企業価値ひいては株主の皆さまの共同利益を毀損するおそれもあるものと考えております。

株主還元の水準については今後も継続的に検討してまいります。当行といたしましては、中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆さまの共同利益を確保・向上させる観点から、本株主提案に係る特別配当を行うことは適切ではないと判断いたします。

以上

(1) 議案の要領

特別配当として下記のとおり配当すること。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 財産の割り当てに関する事項及びその総額

第135期定時株主総会において可決された当社が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（もしあれば）に加えて、1株当たり**110円**を配当する。本議案に従って支払われる特別配当金額は、普通株式1株当たりの配当金額に、2022年3月31日現在の配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

ウ 剰余金の配当が効力を生じる日

第135期定時株主総会の開催日の翌日。

(2) 提案の理由の概要

当社は、配当方針として当社の純利益のうち、当社のコア事業に直接関連しないもの（具体的には当社が保有株式に関し受け取る配当金）の100%に相当する金額を株主に分配すると共に、コアの融資事業からの純利益の50%に相当する金額を株主に分配するべきである。

当該方針を採用した場合、当社はコアの融資・銀行業務から発生する利益の50%を保持することができる。また、自己資金による銀行事業の拡大を行う上で、十分な資金的なゆとりを持つことが可能である。

今回提案する特別配当の実施は、当社及びその将来の事業の見通しや支払能力に悪影響を与えるものではなく、当社が、様々な技術の変化に備え、顧客に対するサービスの提供、滋賀県のステークホルダーに対する義務の遂行を損ねるものでもない。

(3) シルチェスターについて

シルチェスターは、英国を拠点とする資産運用会社です。シルチェスターは、「ボトム・アップ」方式の、価値に応じた投資アプローチを用いて、米国以外の国で上場されている株式に対して顧客資金を投資しております。シルチェスターは、「長期的な」資産運用のみを行っており、空売り、デリバティブの利用又は転換型金融商品への投資は行いません。シルチェスターは、その純資産、株価収益率又は配当利回りに比して株価が比較的安価に評価されている発行会社に投資を行うように努めています。シルチェスターは、1995年以来日本の株式市場での投資を行っております。2022年3月31日現在、シルチェスターが日本の株式市場で上場されている企業に投資することにより運用を行っている顧客資産は、約1兆9,000億円超となっております。

シルチェスターは、複数の大規模な合同運用ファンドの資産運用会社に選任されております。Silchester International Investors International Value Equity Trustは、これらの合同運用ファンドのうちの一つです。Northern Trust Companyは、当該ファンドのカストディアンを務めており、当該ファンドの持分をNorthern Trust Company AVFC Re: Silchester International Investors International Value Equity Trustという名称のノミニ勘定で保有しています。Northern Trust Companyは、シルチェスターに対し、資産運用会社として本提案を行う権限を付与する委任状を発行しております

が、それ以外の点では本提案に関与しておりません。

シルチェスターは、「アクティビスト」投資家ではありません。シルチェスターは、顧客資産の受託者であり、コーポレート・ガバナンスに関する自らの義務を重く受け止めております。シルチェスターは、適切と考える場合にはポートフォリオに含まれる会社と協議を行います。

以上